

平成20年度食品衛生監視指導計画の主な変更点について

高知県は、平成16年度より、食品衛生監視指導計画を作成しこれに基づき食品や食品営業施設等の監視指導を実施しています。

平成20年度食品衛生監視指導計画の主な変更は以下のとおりです。

番号	変更箇所	平成19年度	平成20年度	変更理由
1	適正な食品表示の推進及び関係部局との連携		追加	食品に関する偽装表示が発覚し、食の安心に対する消費者の不安を招いたため
2	輸入加工食品の残留農薬検査		追加	輸入食品の安全確保を強化
3	食品営業施設の監視指導	5ランクに分類 標準監視回数 〇回/年	4ランクに分類 標準監視回数 〇回以上/年	自主管理の向上により3回/年の業種を2回以上/年にした また、監視対象施設の重要度を考慮し監視するよう監視回数を以上とした
4	食品営業施設の監視指導 (大量調理施設)	3回/年	2回以上/年	過去5年以上の事故の発生がないこと及び自主管理の向上による
5	食品営業施設の監視指導(菓子製造業・その他)	1回/6年	1回以上/2年	菓子製造業(その他)は多種類の菓子を製造していることから、菓子製造業(屋台)と区別するために整理
6	魚介類競売り業	1回/年	1回以上/2年	腸炎ビブリオによる食中毒がH11年度から発生がないこと
7	乳さく取業	1回/6年	削除	生産部局による監視
8	監視指導実施計画 (別表1)		追加	監視指導の明確化